北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会 (第1回)議事概要(平成16年7月2日開催)

1 広域協議会の設置について

「北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会設置要綱(案)」について、北海道から説明を行い、異議なく了承された。

平成16年度の広域協議会の組織については、会長:北海道、副会長:室蘭市、幹事: 宮城県(東北地域)、茨城県(北関東地域)、新潟県(甲信越地域)、富山県(北陸地域) に決定した。

2 全国のPCB廃棄物処理事業の進捗状況等について

PCB廃棄物処理基本計画の一部変更、PCB廃棄物処理体制の整備、収集・運搬ガイドラインの策定、PCB廃棄物の収集運搬に係る基準等の改正について、環境省から説明。

3 PCB廃棄物処理事業の今後のスケジュールについて

日本環境安全事業㈱が行うPCB廃棄物処理事業(北九州、豊田、東京、大阪、北海道の5事業)の進捗状況等について、日本環境安全事業㈱から説明。

- 4 北海道におけるPCB廃棄物処理に係る16年度の取組について 北海道PCB廃棄物処理計画の変更など、平成16年度において北海道が取り組む内 容、項目について、北海道から説明。
- 5 広域協議会の当面の検討課題等

北海道PCB廃棄物処理事業における道及び15県の役割と責務の明文化、具体的な処理計画と収集運搬計画、保管事業者や収集運搬事業者への指導方針など、当面、広域協議会で検討していく必要がある項目等について、北海道から説明。

6 その他

- (1)拠点的広域処理施設の整備が最も進んでいる北九州事業の工事の進捗状況等について、日本環境安全事業㈱から説明。
- (2) 現地視察(会議開催翌日)

地球岬、旧御崎清掃工場、白鳥大橋記念館から施設建設予定地などを視察

北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会 (第2回)議事概要(平成16年11月11日開催)

1 北海道及び15県の役割と責務の明文化について

「北海道PCB廃棄物処理事業の推進に向けた北海道及び15県の取組について」(別添1)のとおり、平成16年11月11日付けで決定。

- 2 北海道 Р С В 廃棄物処理事業に係る費用負担について
 - 協議会運営費については、17年度以降、道と15県の均等割で負担することとし、 処理施設の建設予定地である室蘭市には、経費負担を求めないこととした。
 - 環境モニタリング経費及び情報提供経費については、18年度以降、広域協議会として負担することとし、今後、それぞれの事業内容を精査の上、負担割合を含め、協議することとする。
- 3 北海道PCB廃棄物処理計画の変更について
 - 北海道PCB廃棄物処理計画(平成15年8月策定)の変更に当たって、適宜、道から各県に対し、情報提供等を行っていくこととする。
 - 処理計画におけるPCB廃棄物の
 - ① 保管状況については、PCB特別措置法に基づく届出により算出する
 - ② 使用状況については、電気事業法電気関係報告規則に基づき報告したもの又は P C B 特別措置法に基づく届出の報告に基づくもののいずれかに該当するものの合計として算出する。
 - ③ 処分の見込み量は、JESCOにおいて各県別に試算したデータを処理計画に使用する。
 - 北海道事業における年度ごとの詳細な処理量については、広域協議会で協議調整を 行い、年度ごとに処理実施計画を策定し、処理を進めることとした。
 - 各県の処理計画の策定は、基本的に17年度中の予定。
- 4 JESCOからの要望事項について

JESCOから説明のあった早期登録・調整協力割引制度や要望事項に対して、登録 期間の延長やダイレクトメールの送付時期等について意見が出されたことから、今後、 各県の意見を集約することとした。

平成16年11月11日決定

北海道並びに青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、及び長野県(以下「15県」という。)は、今後、北海道におけるPCB廃棄物処理事業を安全かつ確実に進めるに当たり、果たすべき役割と責務を次のとおり明確にし、より一層の連携・協力のもとで取り組むこととする。

第1 北海道及び15県の役割について

PCB廃棄物による環境汚染は、地域だけでなく日本全体、さらには地球規模で広がっており、次世代への深刻な被害が懸念されている現状で、北海道及び15県はそれぞれの地域のPCB廃棄物について、その早急な処理を進めることが重要であり、室蘭市に整備されるPCB廃棄物処理施設(以下「処理施設」という。)において、共同でPCB廃棄物の処理を進めるという認識のもと、安全かつ確実な処理及び収集運搬が計画的に実施できるように、PCB廃棄物処理計画(以下「処理計画」という)の策定、保管事業者や収集運搬を行う者への指導監督、広域処理施設周辺の環境の状況の監視、及び本事業の住民理解を深めるための情報提供等について相互に連携して取り組む。

第2 北海道及び15県の責務について

(1) 処理計画について

北海道及び15県における処理計画について、北海道は、処理施設において北海道及び15県のPCB廃棄物の安全かつ確実な処理を総合的、計画的に進めるとの視点のもと策定することとし、各県は、北海道の処理計画と十分整合を図るものとする。今後、処理計画の策定及び変更にあたっては、相互に協議、調整して策定するものとする。

(2) 保管事業者等への指導について

北海道及び15県は、保管事業者等のPCB廃棄物の保管等の状態を把握し、保管中の漏洩防止のために必要な措置を実施するよう、保管事業者等に対し適切な指導監督を行うとともに、処理計画に沿って、早期に計画的な処理を行うよう指導する。

(3) 安全かつ効率的な収集運搬の推進について

北海道及び15県は、処理施設への安全かつ効率的な収集運搬が確保されるよう、国が策定した「PCB廃棄物収集運搬ガイドライン」や道が策定する「北海道PCB廃棄物収集運搬実務要領(仮称)」を踏まえ、運搬手段や運搬経路、保管事業者や収集運搬事業者に対する指導方針、及び緊急時の連絡体制等について十分な協議、調整を行い、必要な情報の共有及び連携して収集運搬状況の監視・指導や緊急時の対応を行う。

(4) 安全かつ安心な処理の確保について

北海道及び15県は、PCB廃棄物処理事業の安全性を確保し、地域住民はもとより 道民及び県民が安心できる事業の推進を図るため、適切な環境モニタリングの実施とそ れらの情報の迅速な公開、事業者の保管状況や運搬車両の運行状況及び処理施設での処 理状況に係る情報等の的確な把握、提供等に連携して取り組む。

第3 広域連携によるリサイクルの推進について

北海道及び15県は、循環型社会の構築に向け、地域の環境技術などを活用し、広域的な連携によるリサイクル等について積極的に取り組む。

第4 今後の進め方

北海道及び15県は、本合意事項を踏まえ、具体的な取組等について、既に設置した「北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会」において協議、調整して決定する。

北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会 (第3回)議事概要(平成17年3月28日開催)

- 1 日本環境安全事業㈱におけるPCB廃棄物処理事業の進捗状況について 全国のPCB廃棄物処理事業の進捗状況、北海道PCB廃棄物処理施設設置工事の契 約内容について、日本環境安全事業㈱から説明。
- 2 早期登録・調整協力割引制度の受付期間について

第2回広域協議会での協議等を踏まえ、広域協議会として日本環境安全事業株式会社 に平成16年12月28日付けで提出した、早期登録・調整協力割引制度の受付期間の 延長等についての要望に対する日本環境安全事業㈱の考え方を説明。

早期登録の受付期間は、従前からの説明のとおり、17年度末までとする。

- 3 北海道PCB廃棄物処理計画の変更について 北海道PCB廃棄物処理計画の変更について、変更の考え方等について、北海道から 説明。年度末を目途に変更決定の予定。
- 4 北海道PCB廃棄物処理事業に係る環境モニタリングの基本的考え方について 北海道PCB廃棄物処理計画委員会環境モニタリング計画検討部会での議論を踏まえ て取りまとめた、環境モニタリングの基本的考え方について、北海道から説明。この基 本的考え方を踏まえ、平成17年度に環境モニタリング計画を策定予定。
- 5 北海道PCB廃棄物処理事業に係る今後の取組等について 処理施設整備、PCB廃棄物処理計画、15県との調整、事業の監視等のスケジュールについて、北海道から説明。幹事会を活用した協議調整も行うこととした。

6 情報交換

道及び15県におけるPCB廃棄物保管事業者向け説明会の開催状況(予定)、PCB 廃棄物処理計画の策定(予定)、PCB廃棄物収集運搬・処分に関する基本的な考え方 について、情報交換を行った。

7 その他

- (1) PCB廃棄物処理体制の整備の進捗状況、低濃度PCB廃棄物、PCB廃棄物処理 基金、PCB廃棄物対策に関する行政評価・監視結果の対応について、環境省から 説明。
- (2) 北海道PCB廃棄物処理に関わる地域・経済交流について、「地域・経済交流促進協議会」(PCB廃棄物処理事業に関わる道と15県が産学官の共通認識のもとで、産業経済、地域連携を主眼に相互交流を図ることを目的に室蘭市内の14企業・団体で構成)から15県に対して、協力依頼があった。

北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会 (第4回)議事概要(平成17年6月3日開催)

1 北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会の組織について

平成17年度においても、引き続き、会長を北海道、副会長を室蘭市とすることを3承。現在の北海道、東北、北関東、甲信越、北陸の5ブロックを、東北を北東北と南東北とし、6ブロックとすることを3承。

幹事については、南東北:宮城県、北関東:茨城県、甲信越:新潟県、北陸:石川県 とすることを了承。北東北については持ち帰り協議の上、決定。

2 北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会における課題の検討について 今後、広域協議会において具体的に検討していかなければならない課題(PCB廃棄 物処理情報の整備、広域収集運搬の協議・調整、保管事業者・収集運搬事業者への指導 等、PCB処理情報センターの活用、緊急時の対応)について、北海道から説明。

また、室蘭市内のPCB廃棄物処理施設搬入ルートについて、室蘭市から説明。

収集運搬の方法、処理施設への搬入条件、調整のスケジュールについて、日本環境安全事業㈱から説明。

広域協議会における検討課題については、幹事会等で協議調整を行い、整理していく こととした。

- 3 (仮称) PCB処理情報センターの活用について (仮称) PCB処理情報センターの概要について、日本環境安全事業㈱から説明。 協議会としてのセンターの活用方法について意見を集約し、別途、日本環境安全事業 ㈱に提出することとした。
- 4 PCB廃棄物対策に係る最近の動きについて PCB廃棄物対策に係る最近の動き、処理体制の整備、低濃度PCB汚染物への対応 等について、環境省から説明。

北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会 (第5回)議事概要(平成17年8月25日開催)

1 北海道PCB廃棄物処理事業に係る課題の検討について

事務局から、北海道 P C B 廃棄物処理事業に係る広域協議会における課題(P C B 廃棄物処理情報の整備、広域収集運搬の協議・調整、保管事業者・収集運搬事業者への指導等、P C B 処理情報センターの活用、緊急時の対応)の検討すべき内容及び検討のスケジュールについて説明。

日本環境安全事業㈱から、広域収集運搬のパターンについて、情報提供。

環境省から、積替保管施設の必要性等について説明。

抽出された検討課題について、今後、幹事会等で協議調整を行い、整理していくこと とした。

2 北海道PCB廃棄物処理事業に係る費用負担について

事務局から、18年度の費用負担について説明。

協議会運営費として総額28万8千円、環境モニタリング経費として総額437万9 千円、情報提供経費については生じない。

協議会運営費については均等割。環境モニタリング経費については半分を均等割、残り半分を人口割とする。

3 北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会からの(仮称)PCB処理情報センターの活用についての要望に関する回答

第4回広域協議会での協議等を踏まえ、広域協議会として日本環境安全事業㈱に平成 17年7月21日付けで提出した(仮称)PCB処理情報センターの活用についての要 望に対する検討内容(環境に配慮したセンターとする等)と(仮称)PCB処理情報セ ンターの施設の概要(プレゼンテーションルーム、情報公開ルームの設置等)について 説明。

4 PCB廃棄物対策に係る最近の動きについて

環境省から、豊田事業の処理開始等の処理体制の整備の状況、低濃度PCB汚染物への対応についての国の検討委員会での検討状況等について説明。

5 その他

日本環境安全事業㈱から、早期登録・調整協力割引制度の申込状況、対応状況について説明。